

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 8	管理運営
	管理運営体制等／法科大学院固有の専任教員組織の長の任免／関係学部・研究科等との連携／財政基盤の確保

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

専門職大学院「学則」第 51 条に教授会の設置を定め、同第 52 条に審議・決定事項について定めている。運営の細目については、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めている。教授会が審議・決定権限を有する事項は、「学則」に明文化しており、専任教員組織である教授会に、意志決定の機会が制度的に保障されており、その決定が制度的に尊重されている。

また、本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

管理運営上の特色ある取り組みとしては、相互の連携協議を重ねるため、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	I ○	A	A
8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	I ◎	—	
8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	I ○	A	A
8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	I ○	A	A
8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	I ○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」で定めている。

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科としては、法学部及び大学院法学研究科があるが、いずれも独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
8-3	①龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規（2004 年 4 月 28 日）
8-4	①法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申合せ（2007 年 4 月 11 日制定）

II. 評価結果

総評 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」にて適切に定め、実施されていると判断する。 法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しているが、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応がなされている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要